

第10回 西宮市特別支援教育審議会 会議録	
日 時	令和5年2月1日（水）10:00～12:00
場 所	総合教育センター 研修室1
出席者	<p>○審議会委員（◎は会長、○は副会長）</p> <p>井出 浩 （医療関係者）</p> <p>◎竹田 契一 （学識経験者）</p> <p>○栗屋 邦子 （教育関係者）</p> <p>花熊 暁 （学識経験者）</p> <p>鶴田 愛 （保護者代表）</p> <p>松本 祐子 （保護者代表）</p> <p>金高 玲子 （教育関係者）</p> <p>原田 綾女 （教育関係者）</p> <p>○事務局</p> <p>教育次長 漁教育次長</p> <p>学校教育部 杉田部長</p> <p>教育研修課 木田課長</p> <p>地域・学校支援課 安積課長 多田係長</p> <p>生活支援課 松田課長</p> <p>障害福祉課 小林課長</p> <p>特別支援教育課 會澤課長 武田係長 高橋指導主事 恵後原指導主事 小澤指導主事</p>
欠席委員	なし
開催形態	公開（傍聴者1名）
議 題	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>「審議事項の現状及び進捗状況と今後の課題について（報告）」</p> <p>①幼稚園における基礎的環境整備</p> <p>②小中学校における基礎的環境整備</p> <p>③西宮支援学校の通学及び校内支援体制</p> <p>④教職員の専門性の向上</p> <p>⑤交流及び共同学習の推進</p> <p>⑥医療・福祉との連携</p> <p>⑦GIGAスクール構想に関連して</p> <p>3 その他</p> <p>今後の予定</p> <p>4 閉会</p>

1 開会

2 審議

(事務局) 西宮教育における特別支援教育のあり方(報告)は、平成29年より平成30年度、西宮特別支援教育審議会を7回開催し、その審議内容及び提言をまとめた報告書となっております。なお、まとめていただいた提言の中で重点な課題となっている提言については、スライドにてご説明いたします。その他の提言につきましては口頭にてご報告いたします。

(会長) なにか質問はないか。1章から順番に審議を行う。説明をお願いします。

①幼稚園における基礎的環境整備

(事務局)

私からは、幼稚園における基礎的環境整備についてご説明いたします。

あり方の第1章として提言をいただいております。その中で、就園相談の仕組みの改正ということについては、口頭にてご説明いたします。専門機関での療育が望ましいとの方向になった幼児についても、本人・保護者が希望すれば就園できる仕組みに変更するという提言につきまして、現在、専門機関での療育が望ましいとの方向となった幼児の就園先については、専門機関への入園以外に、専門機関との交流、専門機関との並行通園、支援付きでの就園という選択肢があり、それぞれ幼稚園として提供できる配慮について十分説明した上で、本人・保護者の意向を最大限に尊重した合意形成を図っております。

では次に、新たな支援体制の構築についての提言につきまして。専門機関での療育が望ましいとなった子供も就園できるように、専門性のある支援体制を構築する必要があるとの提言をいただいております。この提言をもとに2つの取組を進めております。

まず、進捗1としまして、障害等の重度化や多様化に対応するため、こども未来センターで研修を受けた教諭等を幼稚園の特別支援教育体制強化に係る担当教員として5園に配置しております。同時に、進捗の2としまして、西宮市会計年度任用職員として雇用した保育支援員を配置することで、園の支援体制の充実を図っております。令和2年度に30人配置であった体制が、令和3年度には40名に増員、今年度も13園に40名配置する体制を構築しております。課題は、幼稚園の特別支援教育体制強化に係る担当教員を配置した5園に特別支援教育のセンター的機能を持たせ、他園への教育相談等を実施できるよう新たな支援体制を構築していくという予定でしたが、教育相談を行うための具体的な仕組みについて、それが十分整理することができていないところです。教育相談を申し込むような様式等は整備をしておりますが、具体的に教育相談につながるような仕組みの必要性を感じております。

そこで、方向性として、今後、幼稚園の特別支援教育体制強化に係る担当教員の教育相談等を充実、行っていくために、まず他園から相談しやすいような仕組みを整備することが必要と考えております。具体的には、特別支援教育体制強化に係る担当教員が他園へ定期的に訪問する仕組みを整えていきたいと考えております。そして、担当教員が自分の幼稚園を離れて他園への教育相談等の訪問を実施するために、担当教員が配置されている5園への支援体制を充

実させることが必要であると考えております。保育支援員の配置を見直すことで、5園の支援体制を充実させていきたいと考えております。

以上、幼稚園における新たな支援体制の構築について、進捗の報告、課題とそれに対する方向性についてご説明させていただきました。私からの説明は以上です。

(会長) ただいま幼稚園における基礎的環境整備の内容の説明があった。何かご意見、ご質問はございませんか。

(委員) 1つ質問なのですが、他園への教育相談等を実施できるということは大切だなと思っているが、教育相談の中身としては、当然保育をしている先生、それから保護者、どちらも含めてというふうを考えておられるのですか。

(事務局) 教育相談の形としましては、様々な形を想定しているのですが、とりあえず園のほうからの申込み、保護者のご意向も含めて、申込みをするという様式で整えているというところですか。

(委員) ありがとうございます。小学校だったらこども未来センターが所管している専門家チームというような形のいろいろな相談機関があるので、そういう仕組みが使えるのではと思ったのでご質問しました。ありがとうございます。

(会長) 5番目のスライドのところで、これはすばらしいなと思ったのですが、こども未来センターで研修を受けた先生方を担当教員として5園に配置されていますよね。この研修というのは、具体的にはどのようなものですか。

(事務局) 本課にも所属しております、心理士のアウトリーチについて行って子供の見立てを学んでいたりと、あと1階にわかば園や2階の診療など、いろいろな部門で連携することができるので、1年間在籍しております。

(会長) 1年間、それはすばらしいですね。ほか何かご意見よろしいですか。

(委員) これはとてもすばらしいですね。こういう5園で専門的な研修を受けた先生が他の園の支援や相談にも行かれるというのは、非常にいいシステムだなとお話をお聞きしたのですが、いつも私が実際に学校等でもよく感じる事として、支援で他園に行かれる先生自体も身分は教諭なんですよね。また、支援を受ける側、相談する側も教諭ということで、身分的には対等の立場で相談をするという形になると思います。対等の立場を受け入れられる先生と、対等の立場であることを、少し受け入れにくい方も実際にはいらっしゃる。実際に5園の先生が他の園に相談に行かれるときの立ち位置というか、そのあたりのところを教育委員会としてはどのようにお考えになっているのかなというのを教えていただければと思います。

(事務局) 派遣に当たっての身分や職責につきましては、特別に市教委としてこういう方が行きますとか、こういう身分、職責、例えば職階等、特別なものにするとすることは、今のところはできていないのが現状です。このことにつきましては、やはり園長先生方も含めまして、先生方の出張の際の立場や職責について、調整を図りながら、相談に行かれる先生も受け入れる先生方も互いに聞き合えるような仕組みづくり、体制づくりをこれから考えていきたいと思えます。

(事務局) 委員がおっしゃったように、私が、西宮養護学校の専任コーディネーターをしておりました。教諭同士だからこそ、教材のことや学級経営について、同じ立場だからこそ話せることがありました。それ以上難しいことは、専門家チームや市教委に相談してもらおうという形でしていました。今も県立・市立の特別支援学校のセンター的機能校として相談に乗る際は教諭同士です。だから、それと同じようなイメージなのかなと思います。

(委員) センター的機能というのは、支援学校も重要な役割を果たすわけですが、いわゆる地域の学校園から見ると、支援学校の先生が来られたら、これは支援の専門性を持った先生だという意識で受け入れることができる。しかし、今回のこのシステムの場合は、同じ幼稚園の中で、同じ教諭という立場という形になるので、肩書というか、ネーミングがあると、どんな方がわかる。給与的、身分的な職階という意味ではないが、5園の先生が他園にいらっしゃるときに、例えばこういう役割の肩書を持った方だと言われると、受け手もどんな方が割と理解がしやすいと考え、ご検討いただけたらと思い、発言させていただきました。

(会長) ほかがございませんでしょうか。

(委員) 先ほども会長からお話があったのですが、研修の体制ということで、1年間在籍というふうにお聞きしたのですが、それはこども未来センターで公務をしたりとか、実際に現場を回ったりとか、そういう形ということですか。

(事務局) はい。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(会長) このような研修をしっかりとやっていくことは、他の都道府県でも実施したいが、実際なかなかできていないのが現状です。だから、それを実際に西宮では実行されて、しかも1年間という期間であることは素晴らしいことだと思います。委員がおっしゃったような問題というのはありますが、その方の肩書とか、どのような役目で行くのかということが明確じゃないと、受け取る側も確かに難しいところがある。今、他のいろいろなどで、センター的な機能というのが意外に動いていないところが多いのです。その理由が、「何しに来られたのか」というところがあり、なかなか難しいということも見聞きしていますので、その辺りをこれからお考えいただくと随分変わってくると思います。

(事務局) 未来センターに幼稚園の現場から派遣されている職員が2名おります。2名とも地域・学校支援課に配属され、それぞれで1年ごとに役割、職位は若干変わりますが、特別支援教育に関わり、地域・学校支援課で研修をしております。

(事務局) 補足します。先ほどの教育相談ができるかについて、心理士のアウトリーチで行っております。1年目に現場で見立てをすることを主に研修しています。2年目は、1階のわかば園で保育士と一緒に1年、発達障害の園児・幼児であるとか、重度や重身の子、肢体不自由の子に関わっております。

(会長) ありがとうございます。そうしましたら、これまでいろいろと意見が出たと思いますので、さらに幼稚園におけます基礎的環境整備を充実させていただきまして、取組を進めていただければと思っております。

②小中学校における基礎的環境整備について

(事務局)

まず、現状からお話ししていきたいと思います。西宮市では、この10年のうちに500人以上の特別支援学級児童生徒が増加しています。来年度の特別支援学級入級予定児童生徒数は、昨日現在で988人という見込みになっております。右肩上がりですが、特に知的学級、自閉症・情緒学級の増加が目立ちます。ちなみに、肢体不自由学級の子供の数は少し減っております。中学校のほうも、一時期人数は横ばいだったのが、また右肩上がりに中学校も増えていっているのが現状です。それに伴いまして、特別支援学級の数も推移しています。令和5年の見込みでは212学級となっていて、この10年間で62学級増えているということです。それに伴って担任の先生も62人増えております。さらにここ数年顕著なことが、特別支援学級の定員は8人なのですが、知的学級、自閉症・情緒学級の児童生徒の在籍が7人以上の学級数を調べてみますと、令和3年から令和4年に向けては一気に増加しているということが分かります。それに伴って、同じ学校に同じ種別の特別支援学級が2学級、つまり知的学級が2学級あるとか、自閉症・情緒学級が2学級あるというような件数もどんどん増えておりまして、R4年は合計で29となっておりますが、来年の見込みでは45件ですので、2学級以上の学校が増えているということです。以上が特別支援学級の現状です。

続きまして、通常の学級の現状ですけれども、毎年各学校から報告してもらっている、医者から診断されている児童生徒と、発達障害の傾向がある児童生徒も含めた数も増えております。今年度は減っているように見えるのですが、転籍等で特別支援学級に入る子も増えておりますし、西宮市の児童生徒数の総数が減っているため、このようなグラフになっていることが考えられます。中学校も同じような感じで、このようなグラフになっております。

通常の学級で支援をすることが多い特別支援教育支援員について、各校1人配置されております。1人当たりどれぐらいの人数の児童生徒を支援することになるかについて、現状では1人当たり小学校で37人、中学校で33人を支援しています。

では続きまして、前回にいただいた提言について、それぞれの進捗状況を簡単にご説明いたします。報告の5ページ、6ページのところに書かれている提言につきまして、簡潔に申し上げますと、まず、通常の学級における支援体制を強化するため個別の指導計画に基づいた支援を行うなど、特別支援教育支援員の支援の在り方を検討する必要があるところにつきましては、特別支援教育支援員の報告書の出し方を改良いたしまして、報告書は各学校の部会できちっと話し合った上で提出してもらおう。学校の中で共有できるようにしております。

次に、2つある「介助員の配置など」と、「在籍数の増加や」というところは後で詳しくご説明いたします。

そして、人的支援体制の活用について配置の狙いを明確にしたガイドラインを作成するなど、市の方針を示すべきであるということですが、ガイドラインとまでは至っておりませんが、配置の留意事項等は、各配置校に毎年年度初めに配置の狙い等は明確にしております。

校内支援体制の確立というところで、「子供の成長につながる支援を行うには、支援者の役割の明示や」という提言につきましては、部会の中でしっかり共有する等、お知らせしております。次に、「個別の教育支援計画、個別の指導計画については、校内委員会等でPDCAサイクルを踏まえた見直しを行い」という提言につきましては、PDCAサイクルを踏まえ、3学期のうちに次年度の支援計画、指導計画の大枠を作成して、次年度に引き継いでいくことを学校園へ周知を進めているところです。

支援者の専門性の向上については、後ほど4番のところでも詳しくご説明いたします。

保護者への通知についても後ほどご説明いたします。ではスライドの資料をご覧ください。提言の中で、介助員の配置など、子供の実態に応じた専門性のある支援体制の構築が必要であるという提言、特別支援学級在籍数の増加や障害の状態の多様化に対応する支援体制を検討する必要があるというこの提言について、ここ何年間かでも取り組んできた進捗状況をお伝えします。まず、小中義務教育学校で支援体制ということで、今の状況としまして、特別支援教育支援員を、今年度は年度初めからきちっと各学校1人ずつ配置することができています。教員免許等を保有しており、試験を受けて任用されている方々ですので、ある程度の専門性を持って支援することができています。

次に、今年度からの取り組みの通学支援者についてです。学校協力員の拡充ということで、通学支援者の仕組みを新たに整えました。学校協力員と同じく、謝金対応の有償ボランティアです。障害によって特別な支援を要する子供の中で、特に自力で通学が困難、しかも保護者の突発的な予測困難な体調不良やけがなどで送迎が難しいときに支援する人を配置します。ただし、保護者が本人に合った方を見つけるというのが難しいところが課題です。

続きまして、介助支援員について。介助支援員は、人数を拡充しております。市が任用して会計年度任用職員として学校へ配置しておりますが、まだ経験の浅い方もいるので、研修を積んでいく必要があります。

次に、学校協力員です。これは何年も前から実施しています。有償ボランティアのため、継続的な支援とか専門性の確保というところでは難しいですが、配置をしております。

しかし、支援体制の整備を進めてはいるけれども、人の確保が難しいというところが今の大きな課題になっています。今現在、市政ニュースや西宮市のホームページ等で登録の募集をしておりますが、引き続き、しっかりとやっていく必要があるというふうに考えております。

次に、支援体制の構築のところで進捗状況について、学校生活支援教員が行う通級による指導です。進捗状況をお話ししますと、以前、平成29年度の時点では、少数の学校にしか通級による指導はできなかった状況でしたが、今は、全ての学校で通級による指導ができるような体制になっております。特に拠点校であれば週2日とか3日、通級による指導ができるような体制を整えることができている。

一方で、通級による指導を受ける児童生徒が増加中であり、通級による指導が必要だけれども実施に至っていないというケースもあります。これは年度途中でもできるので、どんどん増えていっている状況です。

通級による指導の課題としましては、学校生活支援教員は増加しているが、指導の経験者は少ないことで、先生の専門性を高めていく必要があります。だから、地域・学校支援課で研修を計画していただいております。学校生活支援教員研修は特に孤立しやすいです。各配置の拠点校で1人だけですので、引き続きつながりを深めることと、知識・技能を身につけるようにしていきたいと考えています。

次に、提言でもう一つ、学校における学びの場や支援体制について、保護者に周知していく必要があるというところにつきまして、就学支援ガイドを西宮市のホームページのほうでも見られるように掲載しております。また、西宮市の公式LINEのほうでガイダンスの日程をお知らせし、就学相談の案内を通知で送る取り組みをし、保護者に見てもらえる機会を増やしております。

もう一つ取り組んでいるのが、公立幼稚園で早期から相談できる仕組みを整えるということで、就学相談を始める前、4歳児の3学期から学校の見学も可としている点、就学相談の事前の資料を幼稚園で作成し、それから就学相談する形を取り、早期から相談できるような体制を整えているということ。また、保育所、私立の幼稚園に周知するのはなかなか難しい状況ですが、園長会や所長会でしっかり説明をするとともに、4歳児の3学期から保育所、私立幼稚園の訪問をしています。もうすでに特別支援教育課の者が幼稚園や保育所に訪問して子供たちの様子を見たり、あと先生方と話したりする機会を取っております。保護者の方に園から伝えてもらえるように働きかけていきたいと思っておりますが、保護者の学びの場や支援体制にばらつきがある点が課題です。本課が考えているのは、教育相談とか就学相談の場で、その方に合わせた話の仕方をしないといけない点です。学校園での対応でばらつきが生じると保護者が混乱するので、話の仕方の参考例を示していくことを考えております。

以上、小中学校における基礎的環境整備の説明です。ご審議お願いいたします。

(会長) ありがとうございます。ご意見、ご質問、いかがでしょうか。

(委員) 今、支援学級の定員が7人以上ということで、急増しているというご報告がありました。ただ、それは要するに定員が8人だから定員いっぱいのクラスばかりだということですか。実際に現場の先生方の感覚として、定員8名いっぱい入っているときというのは、十分な教育ができるという感覚をお持ちなのか。また、どれぐらいが適正だというふうに現場の先生方は感じておられるのか、何かふだんの関わりの中でお話を聞いておられたら、教えていただきたいです。

(事務局) 御存じのとおり、国の特別支援学級の定員というのは8名というふうに定められてはおります。以前、現場にいた経験でも申し上げますと、7人、8人となってきますと非常に多くて、いろいろな面で、大変であることはもちろんございます。

では、何人が適切なのかにつきましては、これは一概に申し上げられないところがございます。何より児童生徒の障害の状態や特性によって、その人数にかなり違いはありますし、何人までが適切なのかということは申し上げにくい部分があります。いずれにしても現状は、もちろん担任の先生の専門性や指導力向上も必要ですし、いろいろな支援のスタッフ等の連携で何とか支援体制を構築していかななくてはいけないというところでございます。

(委員) ありがとうございます。お答えしづらい内容だと思いながらお尋ねしましたが、お答えいただいたみたいに、その時々に入ってこられる子供たちの状態が変わるとするのは当然だと思います。だからこそどれだけ柔軟に対応できるか、そのためには教育委員会等が評価する必要があります。非常に柔軟で円滑な対応ができるようにしてほしいです。なので、診療所で見ている、西宮ではないが、高学年になって、今年は配慮が要る子供たちが増えたので十分な対応ができないと言われてしまう子供さんもおられるわけですね。その辺のところ、どれだけ柔軟に子供たちの状況を評価して、必要性を配慮して体制が組めるかというのも大事なところというふうに感じました。

(会長) 今の委員の意見にすごく大切なことが入ってまして、何をもちって重症度を見るかという部分が難しい。障害の部分は軽くて入っていても、関わりが非常に大変な子もいます。1人の先生が非常にセンシティブで豊かに子供のつまずきの中身を早く理解して、トラブルになっているときに先生がどのように対応したらこの子がおさまるかっていうことをすぐに理解できるか。これはやっぱり教師のレベルなのです。そのようなことを全部考えると、親のほうから見ていても先生がちゃんと対応してくれているなど思える範囲って6名ぐらいなのです。8名は非常に多いのです。仕方なく、やっと8名までおろしてきている訳ですが、実際はなかなか難しいです。外国の例なんか考えても、すごいベテランの先生でも、実際に扱っているのは三、4名という国は多いですからね。いわゆる統合教育という、インクルーシブエデュケーションと言って、全ての子供が通常学級へという理想の図はあるけども、実際にそれをやっている国に行っても、やっぱり重たい子供さんの学級はあるのです。表に出てないだけです。何人ぐらいでしているかというやはり4名ぐらいです。だから、どこの国に行っても完璧な統合教育で全部インクルーシブをやっていますっていうのは嘘です。そんなことはあり得ないのです。その中で、日本は今、できる範囲のところ、8名という範囲の中で支援学級をつくらうとしている。本当はもう少し人数を落としていきたいというのがあります。人数を落としにくかったら、その分だけ教師のレベルを上げて、そして非常に感度のいい、その子供の困り感に対してさっさと対応でき、パニックになる前に抑える等、そのようなことができる先生をと思うと、まずは教師の育成のほうが早いかなと思います。だから、その辺がものすごく難しいのです。この辺は委員、いろいろ今まで見てこられて、気づいておられるところだと思います。何かご意見ございませんか。

(委員) 確かに人数が今の国の基準の1学級8名というのは、少し落としてほしいなというのは現場を見ていて常を感じるころなのです。ところが、地方は1人学級とか2学級というふうなところがたくさんあるのですが、やっぱり都市圏は定員いっぱいを抱えているというところがほとんどなのです。そのときに、会長が言われた発言の方向とは違うかもしれませんが、私がいつも気になるのは、支援学級の先生が1人で手いっぱいであるが故に、逆に通常の学級へ返しちゃうというようなことがあります。それが本当の意味で、支援学級に籍があるお子さんが通常の学級でいろいろな体験をするというところに教育的意義があるというよりも、むしろ支援学級のほうが手いっぱい先生が困っているので、その間は通常の学級で見てくださっている例は意外と多いように思うのです。

ですから、そういう点で会長のお話へ戻せば、やっぱりどれだけ支援学級の先生の子供を見る目とか、支援のいろいろな手だてについての専門性が担保できるかというところが、やっぱり僕も一番基本かなというふうに思います。これは我々の力では今のところどうしようもない面ではあるわけですが、やっぱり国の基準はもうちょっと充実した支援ができるように、8という数からは下げてほしいなというのはいつも思うところです。

(会長) 委員にお伺いしたいのですが、右肩上がりで増えているというのは、病院などで委員がご覧になっていて、最近やはり数が増えているというような感じでしょうか。

(委員) 相談は増えているように感じます。あと1つ、学校との関わりで言うと、特に診療所なので診断を求めて来られることがあるのですが、今日のご報告では、診断を受けてない児童生徒に対してもいろいろな支援がなされているようなご報告でした。診断がないと支援を受けられないという感覚がやっぱりあって、そういうことで受診の数は減っていないです。それも地域、自治体ごとに違うと思いますが、地域によっても診断が必要かどうかということとは違うと思います。

(会長) ほかに何かご意見、ご質問。どうぞ。

(委員) 私も同じところで思うところがあるのです。平成27年ぐらいから知的特別支援学級に在籍する児童と、自情クラスに在籍する児童が逆転していて、自・情クラスが本当に増え続けている。10年、20年前では予想できなかった事態が起こっている。どのように受け止めたらいいのか。

(委員) 医師の中でよく話に出るのは、インクルーシブが原則ではありながら、どこかで配慮が必要な子供が少し気になる行動があると特別に何か必要なんじゃないかという判断が出されてしまっている。いろいろな子がいるよねっていう、多様性を受け入れるような感覚とは少し逆方向かなということは話題にはなります。何かちょっと困ることがあったら、これは多分障害なんやろうから、障害であれば特別な手だて、それができるところに行きましょうというふうな感覚。みんなの中で一緒に過ごすという受け入れや、個人の学びを考えながら時間とともに

に変わっていくというのを待つ。そんな雰囲気はちょっと減ってきたと、印象ですけども、思っています。

(委員) 学校を回っていくと、自・情クラスに所謂ギフテッドや2Eなどを見ることがある。スペクトラムの状態ですと学校からすると通常の学級の対応をされている子もいる。ギフテッドや2Eの子がどこの学びの場で落ち着くと思いますか。

(会長) 確かに文科省が今年からギフテッドに予算を出している。昔から2Eと言って twice-exceptional、2つ exceptional のものを持っている子。1つが特別支援教育対象で才能がすごくある。才能があるがために授業がおもしろくなくてクラスの中で走り回っていると、この子多動やね、ADHDやねって、そちらの方の名前がついてしまう。だけど本当は、内容が易し過ぎておもしろくないから走り回っている。そういう子供たちが結局、公立の学校で対応してもらえないから、お受験組になって、そちらに行ってしまうことがよくある。実際には公立の中で、いろいろ診断名がついてしまっている子がいる。あの子は本当に大変な子だと言われている子。だけど、本当はめちゃくちゃ頭がいい子で、一瞬見ただけで全部答えが分かるような子が中にいるわけです。特に自閉の要素があればなおさらです。

ただ、外国のような飛び級については、今回、文科省がどう言っているかという、通常の学級の中で、多様性のある様々な能力を持っている子供に十分対応していきましようという形なのです。そうすると、また担任に全部負担がかかる話です。外国のように、実際は2年生だけど、算数だけ6年生なので、6年生のクラスに算数が行ける、科目別でやっている国なんかでは行けるわけですよね。日本はそうじゃないので、そういう子が来たときに担任がしんどいのです。すごくできる子がいるときに、その子だけ別の教科書を持たせて何かやらせませうという。けどお世話をできてない。ただ、その子の資料だけ渡して自習させているみたいな形。これはちょっと違うよねと思うのです。今のところ文科の報告書を見る限り、そのレベルを超えていない。実際にそれが今年の4月から具体的に動き始めますから、動き始めたときにいろいろなところから多分意見が出てくると思う。それを受けて申請をしていかざるを得ないだろうなとは思っています。確かにずっと日本はギフテッドのところは抑え込まれてしまって、今までほったらかしにされてきたという歴史がある。

それに関連してですが、人数が急激に増えてきた中で、やっと最近カミングアウトできた。障害者差別解消法という法律ができて、1つの例として、あの法律ができたのが4月なのですが、そのすぐ後の5月の連休明けに、京都大学の教務に「僕、発達障害です」と言った子が3桁現れたのです。3桁ですよ。100人を超えているのです。突然、診断書と、それから診断書がない子もいたらしいのですけども、持ってきて、別室受験にしてくださいとか、音が物すごく苦手なのでこういう配慮をしてくださいって、今までいたのだけれど、今まではカミングアウトできてなかったのが、法律ができたことによってカミングアウトする大学生が出てきたということも聞いています。いろいろな形で、疫学的に突然発達障害が増えたというデータはないのだけれども、何か様々な環境要因などで出てきた。

もう一つ、支援学校の場合は、今まで支援学校はめちゃくちゃ人気はなかったのですが、特別支援教育になってから支援学校に対する保護者の意識がほうが変わってきていますので、それ

によって支援学校に行かせたいとなった。幾ら学校をつくってもいつもいっぱい。どこも満杯になっているのです。こういう状況が続いているというのも、1つは意識改革だろうなというふうに私は思っております。

(会長) ほか何かございませんでしょうか、小中学校における基礎的環境整備について。非常に右肩上がりです。子供の数は増えています。しかし、通級などはしっかりと、全校で、全ての学校でできるような体制に西宮はなっている。いろいろな形で追いついてきていると思うんですけども、何かほかにご意見ございませんでしょうか。今たくさん意見等が出たと思いますので、その意見について、また取組をいろいろ進めていただけたらと思います。

③西宮支援学校の通学及び校内支援体制について

(事務局) 西宮支援学校は、令和3年の9月に田近野の仮校舎から春風町の新校舎へ移転しました。また、移転に併せて校名を「西宮養護学校」から「西宮支援学校」に改名いたしました。今の時代、特別支援学校がこれまで培ってきた障害のある児童生徒への教育の高い専門性を生かしながら、小中義務教育学校を積極的に支援していくことが求められております。これまでは養護されていた学校という意味が大きかったのですが、これからは市の特別支援教育の中心となり、地域の学校園を支援していく立場に立つという意味が校名に込められております。

新しくなった西宮支援学校は、4階の室内温水プールや、幅広く緩やかなスロープ、自立活動を行う感覚学習室や、ゆったりとした広いロビーが子供たちの学びを支えています。また、通学管理システムを導入し、職員室とロビーの2か所にテレビモニターを設置したことで、管理職、教職員、介助員、運転手、保護者など、子供たちの通学に関わる方がいつでも子供たちの当日、及びそれ以降の登下校時のバスとタクシーの利用状況を把握できるようになりました。現在の西宮支援学校の児童生徒の様子です。令和4年度、児童生徒の6割以上が医療的ケアが必要な児童生徒となっております。しかも、ケアの内容が高度化しております。

令和3年度通学体制です。スクールバスが56%、看護師添乗便タクシーが7%、それが令和4年度はスクールバスが52%と減り、看護師添乗便が11%に増えております。令和3年度はタクシー11台中、看護師添乗便が4台だったのが、令和5年度ではタクシー12台中、7台に看護師が添乗する必要となる予定をしております。現在、校内でケアに当たる看護師は8名で、校内にいる児童生徒へのケアも必要となるため、看護師添乗便7台というのはなかなか厳しい状況です。また、障害の重度、長期化、医療的ケアの高度化など、課題は山積しております。それでは、報告の8ページのほうをご覧ください。いただいている提言について、まず(1)の通学体制の1つ目につきまして、通学部を中心に検討をしております。バスやタクシー、介助員などを用意しております。2つ目につきましては、丁寧な引継ぎをしております。3つ目につきましては、後ほどスライドを使ってご報告いたします。4つ目につきましては、令和5年度より民間の業者によるヘルパー添乗便実施に向けて検討しております。

(2) 支援体制の1つ目につきましては、校医による教職員向けの研修を実施しております。2つ目につきましては、指導医はおりませんが、地域支援事業ということで、すなご医療センターよりドクターが指導助言に来てくださっております。3つ目につきましては、言語聴覚士

はおりますが、その他につきましては、教育人事課とともに検討中です。4つ目につきましては、放課後デイサービスとの連携を行っております。5つ目につきましては、看護師の増員に向けて取り組んでおります。6つ目につきましても、研修の機会を設けております。

それでは、重点課題として捉えております提言につきまして、スライドを使ってご報告いたします。看護師添乗の通学タクシーについては、教育と福祉が連携した取組を進めるために、市としての考え方を提示する必要があるという提言をいただいております。

進捗状況として、西宮支援学校の看護師の増員をし、複数の医療機関との契約をし、市教委の巡回看護師が添乗する仕組みを整えるなど、通学を支えるために努めてまいりました。また、西宮支援学校通学体制等検討委員会で各課と情報を共有しております。そして、福祉・保健・医療的機関から情報を得て、通学体制を支えられるように取り組んでおります。

今後の課題としては、西宮支援学校の児童生徒の障害の重度・重複化・医療的ケアの高度化への対応、医療的ケア児の急激な増加、そして福祉・保健・医療とのさらなる連携が課題であると考えております。

踏まえて、あくまでも予定ではありますが、令和6年以降、たった5年間で小学校に入学する医療的ケアが必要な児童生徒の急激な増加が見込まれております。令和5年、西宮支援学校には、医療的ケアが必要な児童生徒や地域の学校園にも医療的ケアが必要な幼児・児童生徒が複数在籍予定となっておりますが、5年後にはもっと多数の医療的ケアが必要な児童生徒が西宮支援学校をはじめ地域の学校園に在籍することになります。あわせて、西宮支援学校の医療的ケアが必要な生徒が卒業いたします。卒業生の就労先にも看護師が必要になるということです。方向性につきまして、西宮支援学校の看護師の追加任務、市教委の巡回看護師の追加任務、その他民間の医療機関等の看護師への委託をさらに進める。そして、医療的ケア児支援関係課長会議で医療的ケアが必要な幼児・児童生徒の現在と今後の状況について情報を共有していきたいと考えております。医ケア児支援法が昨年9月に施行され、教育委員会のみならず、保育所事業課や育成センター課等、こども支援局においてもその対応が求められており、今年度より本課とも情報共有をしております。また、卒業後の就労先への看護師の配置等は教育委員会だけでは対応が難しく、福祉関係機関等で連携して支えていく必要が生じると考えております。医療的ケア児関係課長会議で情報をお伝えすることをきっかけに、全庁横断的に連携を図っていくことができると本課では考えております。

報告は以上となります。

(会長) ありがとうございます。ただいま西宮支援学校についての支援体制のご説明がございましたけども、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。令和10年度までの流れでどんどん増えていくというのは、早めに対策をしておかないと大変ですね。支援学校の場合は、単なる介助員じゃなくて、看護師さんが必要な場合がすごくたくさんあるので、これは早め早めに動かないといけない部分です。何かご質問はございませんか。

(委員) 専門職としての看護師さんを学校職員として西宮支援学校は位置づけてきたのです。昔は違ったと思いますね。職員として位置づけて、非常に安定した専門職で看護師さんはあるかなと思うのです。ただ、これだけ増えてきたときに、看護師さん探し出すことができるのか。

医療現場でも少ない中で、不足しているという中で、それは実際どうであるかということと、医療的ケアの一部を教師ができる点、今の西宮支援学校の先生たちは今後どうなのでしょう。

(委員) 今委員のほうから、1つ目、看護師が本当にこれからも必要になってくるのだけれども探し出せるのかということについては、非常に私自身も第一番不安な状態です。もちろん市教委から人の公募などもお世話になっているけれども、正直なところ、本当に学校現場に入ってきてくださる看護師免許を持った方が、子供たちの人数や状態に応じた人数が配置できるのかというのは不安でしかない状態です。かなり厳しいというふうに認識しています。それこそ教育委員会だけではなくて、全庁を挙げて横断的に、学校のみならずこれから保育所、育成センター、それから就労先もそうですが、看護師が必ず必要になる医療的ケアの人たちが増えますので、現場のほうに、病院ではないところの必要な看護師確保の体制づくりを願っているという状態があります。

それから、3号研修という言い方をされる、看護師の資格を持っていない者も研修を受ければ、目の前の子供の医療的ケア、限度はありますけれども、口腔内吸引であるとか、できることはできるという法律がもちろんあります。実は西宮支援学校では、現在もそれは看護師さんをお願いするというので、3号研修の体制はとっていません。まさに教師は教育活動をしつかりと準備をして、取り組んでいきたいというところを重視しています。やはり目の前にいる子供たちがどんどん重度・重複・高度化な医療が必要な、呼吸器管理の子も非常に増えています。3号研修で対応できる教師がやるよりも、専門の看護師さんじゃないと命を守れないなという怖さがあるので、逆に着手を今はしていないところがあります。ただ、県内でも書写養護学校等、3号研修をどんどん取り入れていって、目の前ですぐに呼吸が苦しんでいる子供の吸引活動ができるような体制を整えている市町ももちろんあります。子供も苦しんでいて、ナースが来るまでの2分、3分の間、呼吸が苦しんでいるよりも、すぐ横にいる先生が吸引をして楽になったほうが、先生との信頼関係、コミュニケーションもしっかりと構築されるので、本当は必要だろうという思いも私自身も持っています。目の前の子供のことに対する研修を受けて、ほかの子供のところには飛んでいってできないという、3号研修の応用じゃなくて、その子だけに限る研修を受けて許可が下りてくるものです。年度年度、担任は変わります。そうすると4、5月あたりに先生たちが3号研修の方ばかりしていて、その間、授業は回していかないといけないのに、研修に出ていってしまっている間の授業は誰がするのか。そのようなところもありますので、今後の見通しとして、正直ちょっと頭が痛い課題なので、来年度すぐにそれに着手しようという考え方はありません。

もう一つ付け加えて言うと、今地域防災の話も、医療的ケアの子供をどう防災時に助けるかという話もかなり議論が進んでいます。3号研修で、吸引とかの行為ができる人を地域や西宮市でもたくさん増やしていくことが、防災のときに、目の前で助けてあげられることにつながる。先生たちはこの機会に、目の前にケア児がいる環境のときに、ちょっとでもそういう研修を受け、ケアをできる人を増やしといてほしいというご意見も私の耳には入ってきています。それは一理あるかなと思うところがありまして、この3号研修等については、これからはしっかりと考えていかないといけないところだと思っています。以上です。

(委員) 保護者はどうですか。

(委員) 我が子はてんかん発作のときぐらいしかないのですが、日常的に看護師さんと接することはないのですが、ほかのPTAの保護者から聞くと、やはり数は足りていない。足りていないからこそ長期の付き添いをしないといけないということもあったり、通学についていけないといけないということもある。家庭の状態によってはそれをすごく負担に感じているということがあるので、例えば先生であるとか、研修をしていただいて、吸引をできるようになるとか、子供を引き継ぐときにスムーズにいく体制を整えていただく。もちろん看護師さんを増やしていただくということはすごく大事なんですけど、もし先生方がしていただけるのであれば、その引継ぎもうまくいくのではないかなという気が今はしています。もしも何かあったときのことを御心配されているのだと思うのですが、看護師さんも拡充されて、さらに先生もできるという、たくさんの方ができるという状態がすごく安心・安全につながるのかなと思うので、ぜひ今後、整理していただきたいなと思います。

(会長) ありがとうございます。ほかにいかがでございますでしょうか。

西宮支援学校の場合は、ほかの小中学校での助っ人とは意味が違いますので、非常に専門性の高い命に関わる部分を抱えているだけに、人数が増えているという、非常に悩ましいところです。よく、私が講演をするときに気をつけないといけないのは、宣伝し過ぎるとほかの県から移ってくるということです。たまたま京都府が不登校の中学校をつくったのです。2校つくりました。全国で初めて不登校中学校をつくった。すごくいいのは、結果的に子供たちが学校へ通えるようになったわけです。そうすると、また自分の学校へ戻っていけるという。それはすばらしいって言ったら、どんどんそこに行く子が増えてしまって、どこから来たのだろうと思ったらほかの県から来ていた。それで京都以外でその話はしないでくださいって言われたことがあります。だから、西宮支援学校が非常に看護体制を含めて全体が充実していますというのは、西宮で言う分にはいいのですが、他であまり言うと、これはちょっとまずいなということです。我々はいろいろなところで講演をしていく立場でありますから、気をつけないといけないと思いました。

(会長) 何か他にございませんでしょうか。

(会長) また委員に1つお伺いしたいのですが、重症化、重度化の子供たちが、通常学級に行きたいという希望がものすごく多いのです。それぞれの県で今すごく困っておられる。確かにインクルーシブなのだけれども、できればこちらとしては支援学校に行ってほしいなというケースがある。これについて委員はどのようにお考えでしょうか。

(委員) 私の医者としての経験の中では、もう数十年前からそういうふうに、明らかに医療的なケアが必要であっても、みんなと同じように普通校に通いたいという方、多くはなかったけどおられました。そういう意味で言うと最近では、30年、40年前に比べれば、学校のほうもいろいろ体制をとっていただく中で、受け入れる可能性が少しずつ増えているということだろ

うと思います。だから余計に私たちもというふうに考えられる親御さん、ご本人もおられるかなというふうには思います。

診療所なんかで相談に乗っている立場で言うと、いつも悩ましいなというところで、会長がおっしゃったように、そのご家族、ご本人の気持ちに立てば、そういうところでなくてというのは本当によく分かる。ただ、本当にそれがご本人の役に立つのか、常に周りが過剰に見守る状況の中で過ごすということをご本人自身が安心できているのか、ちょっと気になるところはあるんですけど。お答えになってないですけども。

(会長) 今の教育は昔と違って、僕はどう思っている、私はこう思うよというのをできるだけ尊重してやっていこうという教育になっている。親や、本人がみんなと一緒に勉強したいと言ったら、やっぱりそれを尊重してあげたいというのがある。そこが昔と明らかに今の教育は違っているところだと思うので、我々はそれに直接向き合っていないといけないというふうに思いますね。

④教職員の専門性の向上について

(事務局) 現状としては次の3点がございます。1点目は、特別支援教育は特別な場だけでなく、通常の学級も含めてあらゆる学びの場で行われている。2点目は、専門性を求めるニーズの高まりから、様々な専門家の方々の助言が必要な状況だということです。3点目は、特別支援教育における小中連携については、やはりまだまだ互いの問題意識の共有には課題がある。以上の3点でございます。

いただいております提言の1つ目は、系統立てた研修計画を作成し、研修の目的や内容を明確にするでございました。それに対するただいまの進捗といたしましては、現在、特別支援教育課、地域・学校支援課、教育研修課の3つの課が連携して、効果的な研修の実施に向けて協議し、研修計画を作成しております。また、これまでは特別支援学級の担任が全員集まって行っておりました研修を知的、自・情、肢体等、種別ごとの研修に切り替えて、障害種別に応じた専門性をより身につけることができるよう内容を変更しております。

見にくいのですが、このスライドは、地域・学校支援課担当分の令和4年度に実施した研修の一覧でございます。なお、令和4年度実施分の詳細な研修一覧は、委員の方々に別添資料としてお手元に配付をしております。御覧ください。このように初任者から管理職までのキャリアに対応した研修、あるいは特別支援教育コーディネーター医学研修、そして障害種別に応じた特別支援学級担任研修、各種の支援人員に応じた研修等々を実施しております。さらに、今年度、令和4年度より、医療的ケアの課題に対応するため、学校看護師に対する研修も始めました。

なお、ここにあります西宮支援学校分につきましては、新型コロナウイルス感染拡大以前に行っていた研修を参考として掲載しております。

現在、学校全体として特別支援教育を系統立てて捉えるということにはまだまだ課題がございます。この課題解決の方向性としましては、これまでと同様、研修の明確化と系統化の推進をしていこうというふうに考えております。管理職も含めて全ての教職員が特別支援教育を中心

とした学校運営を意識して、児童生徒一人一人の状態に応じた教育的配慮を行いながら授業改善に取り組むことができるよう、研修の充実を図ります。今後も地域・学校支援課、教育研修課、特別支援教育課の3課で連携をまいります。

いただいておりますご提言の2つ目は、専門家や医師等の助言や指導を受ける実践的な校内研修を推進するご提案をいただきました。進捗といたしましては、地域・学校支援課を窓口として、各種専門家を派遣、校内研修の充実に努めているところでございます。必要に応じてこども未来センターのドクター、臨床心理士、西宮専門家チームなどを派遣し、学校現場の管理職、及び教員に対して様々な助言を行っております。

ただ、特別支援教育に係る新たな課題へ今後どのように対応していくのか、ということは課題でございます。例えば課題の1つは、先ほども上がっていた医療的ケアに関することでございます。医療的ケアを必要とする子供たちが安心して安全に過ごし、日々の学びを積み重ねることができるように、各校の校内研修への支援も含めて、市として研修体制の構築が必要であると考えております。なお、先ほども申し上げましたが、今年度は西宮支援学校の看護師及び特別支援教育課の巡回看護師を対象に、先月の12月、文部科学省のワーキング会議にメンバーとして参加していらした元豊中市学校看護師に講師を務めていただき、看護師研修を初めて実施したことを申し添えます。

今後も必要に応じて、元学校看護師のような専門的知見を持つ講師や、地域・学校支援課所属の職員を派遣し、校内研修にて助言に当たることができればと考えております。そのことは、例えばICT機器の活用につきましても同様でございます。今後も最新の状況を踏まえながら研修の充実に努めてまいります。

いただいております御提言の3点目は、小学校及び中学校教科等研究会と連携し、実践力をつけるための授業研究の充実を図る、いわゆる校種間連携についてでございます。

進捗を申し上げますと、今年度、令和4年度より、小中の特別支援教育部会が合同で情報交流や相互研修会を始めたことが上げられます。小学校から中学校への進学時、学校の教職員同士が子供の自立に向けての議論等々を共有する必要があります。小学校、中学校ともに教育課程や進路指導などには違いがあり、やはり両方の先生方の相互理解についてはいまだ課題はあります。しかしながら、お互いシステムが違えども、切れ目なく本人への支援につなげ、授業実践や進路指導等につなげなければならないと考えております。今後も小学校、中学校の特別支援教育部会などを通じ、校種間の情報共有を促し、小学校と中学校の教職員がお互いの授業実践や進路指導等について連携を深めていくという方向を目指してまいります。

なお、ここで教職員の専門性の向上として、事務局より新たに方向性としてお示しさせていただいております。教職員の知識向上の一環として、特別支援学校教員、並びに特別支援学級担任の特別支援学校免許状の保有率向上を目指すということでございます。先ほどから話も出ておりますように、特別支援学級及びその在籍児童生徒は年々増加しております。特別支援学級担任には個別の指導計画や教育支援計画を作成し、進路指導はもとより、専門性が必要とされております。免許状の保有率を向上させ、専門性の担保を目指したいと考えております。説明は以上でございます。それでは、御意見をいただきたく思います。よろしく願いいたします。

(会長) ただいま教職員の専門性の向上の内容の説明がありました。ご意見、ご質問をお願いいたします。

(委員) 私自身が一番今課題だなと思っているところです。言いたいことは山ほどあるのですが、時間もありますので2つのポイントに絞ります。まず1つは、小中の連携のことなのですが、特別支援教育が始まってもう15年余りたつわけですが、ここがなかなかうまくいかないんですね。例えば小学校でつくった個別の指導計画や教育支援計画と、中学校でつくっているものの接続というのがあまりうまくいかない。私もここをどうしたらいいのだろうってずっと考えてきたのです。逆に最近思うようになったことは、小学校と中学校というのはシステムも違うし、それから、いわゆる風土がまるで違うこと。そこの部分を見ずして、とにかく小中連携、接続ということを行うこと自体に何か1つ無理があったのではというふうに最近思うようになっていきます。

じゃあどうしたらということなのですが、やはり研修。今回とても研修をしていただいている、その中にも多分含まれているだろうとは思いますが、これまでの学校の特別支援教育、あるいは特別な教育ニーズがある子供たちへの支援の取組というのは、基本的に小学校であれば6年間、中学校であれば3年間、学校でお預かりした生徒さん、子供さんに対して、いかに学校生活を円滑に送ってもらうかというところにほとんどの目標というか、焦点が当てられているのです。それはもちろん、子供たちが楽しい、充実した学校生活を送るためには、絶対に基本として必要なことなのです。しかし、じゃあそれだけでいいかと言ったら、むしろ私は、私自身の大学で5年ほど勤めて、その中に発達障害の診断を受けている学生さん、カミングアウトしている学生さん、それから、カミングアウトはしていないけれども教員から見ればそういう特性が明らかにあると思われる学生さん、かなりたくさん接してきたのです。そういった大学生の特徴というのは、やっぱり時間意識というか、過去、現在、未来ということの中で自分を捉えて、大学生活が終わったら次自分はどうするのだというようなところの意識というのをあまりお持ちでないというケースがすごく多いのです。やっぱり今後、小・中・高校での特別支援教育において、あるいは幼稚園や保育所も含めてですが、必要な視点というのは、この子供たちが学校教育を終えた後、社会へ出ていく、そのことを考えた上で、今この年齢時期に何をしておかないといけないのかという、そこの部分を支援に当たる教員がしっかり捉えていくということではないかと思っているのです。そして、むしろそういう1人の生徒さんのライフスパンということ的前提にして、今何をしておかないといけないのかという部分であれば、逆に小中という学校風土の違いを越えた連続性というのを持たせられるのではないのかなというのが、今1つ私が考えていることでございます。

それから2つ目、これはここで言うべきことかどうかとは思いますが、特別支援学校免許状の保有率の向上を目指していただくというのは、これはぜひお願いしたいところではございます。しかしその一方、私どもがいつも思っているのは、本当に特別支援教育の免許って特別支援学校教諭免許状だけでいいのってということで、今、私がやっております日本LD学会とか特別支援教育士の資格認定協会では、国に対して、とにかく特別支援教育の免許状というのをもっと充実というか、多様なものにしてほしい。特に一番先に手をつけてほしいのは、通級指導教室を担当している先生の免許状というのは、これは教員養成の段階から取り入れてい

くべきことじゃないかという提言をしているわけです。もちろん急に免許制度が変わるわけではございませんけれども、特別支援学校教員免許状の保有率を目指すこと、これ自体は本当に一番大事な第一歩だと思います。その上で、ぜひこれは教育行政として、特別支援学校教員の免許状があればよいという発想じゃなくて、やっぱり今後、もう少し特別支援教育に関して多様な免許、専門性ということが必要ではないかということ念頭に置いた上で、免許状の保有率というのを目指していただくとありがたいなというふうに思っております。以上です。

(会長) ありがとうございます。今の特別支援教育のライセンスの部分をお指摘いただいたと思います。ほかにありませんでしょうか。

(委員) 委員のお話を聞いていて、感じていることをちょっとだけお伝えしときたいなと思ったのは、ライフスパンの中で今ここで何を教えるかという話があったと思います。よく直面するのは、中学校に上がるまでにこれをしときましようとか、遡ったら小学校に上がるのだからこれをしときましようとか、そういうところをよく見るのです。今でも子供たちがいろいろなことを学び身につけていくというのが、とりわけ障害のある子供さんはまちまちなので、大人の考える小学校1年生の入学のときにはというわけにはいかない。中学校1年までにというわけにはいかない。でも、小学校の先生方とお話すると、中学校に上がったときに苦労しないように今のうちにこれをというふうなお話が出てくるのです。最初にお話があったように、確かに小中の風土というか、文化というか、やっぱり違っているのだろうし、だから余計に、それまでにという思いを先生方はお持ちになるのかなというふうに感じています。本当にライフスパンを通して、今はまだ難しいかもしれないけども、最終的に社会に出ていって、そのためにどのように積み重ねていくかという、そういう視点は本当に大事ななというふうに思いましたので、すみません。

(会長) ありがとうございます。

(委員) ありがとうございます。委員がおっしゃったのは、すごく大事なところだと僕も思います。ですが、ただ単に小学校に上がるためにこれを身につけておかないといけないとか、中学校に上がるためにこれを身につけておかないといけないというのは、僕は子供のストレスにしかならんと思っています。それは何でかと言ったら、結局は子供のライフスパンの中で今どんな力を身につけさせたいか、将来のために、という発想よりは、さっき最初に言いました、この学校生活をうまく送るためにはどういうことを身につけないといけないかという発想に立ってしまうと、僕は子供にストレスしか与えないと思います。

でも、例えば幼児期で言えば、日常生活の中で誰かに何かしてもらったときに「ありがとう」って言えるとか、あるいは、自分がちょっとまずいことをやっちゃったときに「ごめん」って素直に謝れたとか、むしろそういう力こそが実際に就労したときに重要である。私もずっと就労現場を見てきましたけども、例えば必要なサポートをしてもらったときに、それが当たり前じゃなくて、「ありがとうございます」っていう一言が言えるかで職場適応が全然違う。だから、僕はむしろ、そういう社会の中で生きていくためにどうしても社会人としては身につけて

おかないといけないことというのを、各年齢段階でどれぐらい考えて、子育て、あるいは教育支援に生かされるかというところで、決して学校で適応するためにこれを身につけないといけないという発想ではないというふうに思っております。

(会長) ありがとうございます。

⑤交流及び共同学習の推進について

(事務局) まず初めに、居住地校交流についての現状についてです。居住地校交流については、現在、入学後に特別支援学校が保護者との相談の中で交流をするか否かの意識確認を行っております。また、特別支援学校が特別支援学校在籍児童の居住地である小・中学校などに説明し、承諾を得て居住地校交流を行っております。

では、平成31年にご提言いただいた6つの提言、10ページ、11ページに載っております。これについてのご報告です。1つ目の提言、交流及び共同学習について、個別の教育支援計画に明確に位置づける。2つ目の提言、指導における合理的配慮事項を共通理解する。3つ目、個別の指導計画において合理的配慮と交流の目標を踏まえて、交流する評価の具体的な指導計画を作成する。これらの3つの提言につきましては、それぞれ整えることができました。そして、交流及び共同学習の実践事例の開発を進める、この提言につきましては、現在、西宮支援学校ではT e a m sなどを使い、交流及び共同学習を行っております。

それでは、重点課題として捉えている残り2つの提言に関して、今から詳しくご説明いたします。まず1つ目、「居住地校交流を推進計画等に位置づけ学校体制で計画的に行う」について、この提言に対する進捗状況です。令和4年3月、兵庫県教育委員会から特別支援学校に在籍する全ての児童生徒を対象とし、その居住地である小中義務教育学校に副籍を置く。そして、児童生徒と保護者が副籍校での交流を希望した場合に居住地校交流を実施するという通知が出されました。実際、これまでも各学校において居住地校交流は行われています。この通知を受け、令和5年度から居住地校に副籍を置き、交流を推進していくことを校長会議、教頭会議で伝え、居住地校交流の意義や目的、副籍について学校や保護者に理解を求めていっております。また、就学前の就学相談において副籍の目的を説明した上で、保護者との居住地校交流の意思確認を行っております。

続いて、今後の課題です。課題としては、各学校において居住地校交流への意識を高める必要があります。方向性としては、西宮市教育委員会から各学校に副籍校を明記する欄を設けた決定通知書を送付いたします。保護者様にも同様に副籍校を明記した入級等決定通知書を送付いたします。校区の子供であるという認識をしっかりと持ち、居住地校交流への意識を高めていただけたらと思っております。学校体制でぜひ計画的に行っていきたいと思っております。

2つ目の提言についてです。PDCA サイクルにより取組を効果的なものにする。進捗状況としては、令和4年4月27日、文部科学省より「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」の通知が出されました。この通知の中で、交流及び共同学習について次のように書かれています。1、相互の触れ合いを通じて豊かな人間関係を育むことを目的とする。2、

教科等の狙いの達成を目標とする。そして、この1つ目と2つ目、この2つの側面を分かちがたいものとして推進するとしています。各学校においては、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり、学習活動に参加している達成感を持ちながら充実した時間を過ごしていることが重要であることを伝え、周知しているところです。

続いて、今後の課題についてです。交流及び共同学習について、交流の側面のみ重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分でないこと。2つ目、特別の教育課程を編成しているにもかかわらず、自立活動の期間が十分設けられていないことがあります。

方向性としましては、教職員が情報を共有し、子供にとって充実した学びになるよう、学級経営計画、個別の教育支援計画に交流及び共同学習、自立活動について目標や指導、支援内容などがきちんと明記されているかを確認し、不十分な場合は必要に応じて指導してまいります。また、年度初めの学校訪問の際、交流及び共同学習の実施や記入法などについて周知を図っていきたいと考えております。

以上がご報告となります。

(会長) ありがとうございます。ご意見、ご質問、いかがでしょうか。

(委員) 副籍校という言い方は国レベルの言い方なのですか。国、文科省として、地域の学校に籍を置くことですが、副籍校という表現は国レベルなのでしょうか。

(事務局) 県が副籍と名前を位置づけております。

(委員) 補足させていただきます。県の教育委員会のほうのホームページにも、これはリーフレットもアップされているのですが、副次的な学籍というのが最初の名称で、それを短縮して副籍というので下りてきていますので、副次的な学籍、短縮して(副籍)を置くという通知になっています。

(事務局) 県教委の説明によると副次的な学籍というような表記にすると、籍が2つあるというふうな捉えになるということで、副籍というふうに今年度からなりました。

(会長) 保護者の意識もこれで変わりますよね。そうなんだというふうに変わりますからね。ただ、74ページの通級とか支援学級のほうにこれが下りてきたのは、在籍が支援学級なのに、全部100%交流という地域がたまたま出てしまったので、文科省のほうからこういう通知が来たというのがあります。

(会長) ほかに何かございませんでしょうか。

⑥医療・福祉との連携について

(事務局) 2点、提言をいただいております。まず、1点目の医療部門と学校園の連携について

て進捗状況をお伝えします。こども未来センター診療所では、学校園の教職員が療育を見学することができるPT・OP・ST見学を行っています。学校園の先生とセラピストが直接話すことで、毎日の学校生活などで参加していける取組などの連携ができます。また、診療所の医療専門職が学校園を訪問するセラピスト訪問も行っています。私が養護学校の教員だったときにも、わかば園からSRCの歩行の状態などを細やかに連携してもらっていました。現在はそのサポートも続いております。

さらに、主治医と関係機関職員とが支援の方向性を共有するためのドクター支援会議も行い、連携を図っています。学校園や関係機関職員向けに身体障害セミナー、発達障害セミナー、などを開催し、スキルアップに役立ててもらっています。今回もオンラインのハイブリッド型研修にたくさん申し込みをいただいております。

次に、2点目の地域医療との連携についてお伝えします。地域医療機関のうち、発達障害の専門診療を行う医療機関をAチーム、一般小児科で発達障害の相談や助言が可能な医療機関をBチームと位置づけて、連携を開始しております。

こども未来センターのことを学校園や市民の皆様を知っていただけるようになり、相談や診療件数も増加しています。相談チームには心理士と社会福祉士がいます。地域支援チームには、見学相談で保護者、学校、デイ職員をつなぐ支援体制を行っています。今後も医療・福祉・教育の連携で子供たちにとってよりよいサポートを考えてまいります。

ご説明は以上です。

(会長) Aチーム、Bチームって分けるのは、基準みたいなのはあるのですか。

(事務局) 診断を出して、その後のお薬であったりとかというところ辺の、今後も連携を進めて、Bチームで相談は乗れて、そこから未来センターにつないでもらうという形のBチームから、その病院でも主治医になっていただけるような形がAチームという形に。

(会長) いかがでしょうか、御意見。

(委員) 今ご説明いただいた中ではないのですが、前回、平成31年の報告の中のこの分野の中で、方向性の提言の中に医療的ケア児の支援というのがあったと思うんですね。先ほど西宮支援学校のほうの体制のところその話が出ましたが、西宮支援学校でも本当に大変なことだと思うのですが、市として医療的ケア児の支援は必要だと思っていて、報告の13ページにあるような関係機関との協議が本当に進められるべきだなというふうに思っています。先ほどの話では、課題を共有する、情報共有というふうにおっしゃっていたのですが、その次の段階に行かなければ、やっぱり子供たちの支援が難しいというふうに思っておりますので、法律もきちんと制定されている中、西宮市としてどんなふうに関係機関と協議して医療的ケア児を支援していくかということ、ぜひ進めていただきたいと思います。すみません、先ほどの話の中にはなかったことですが、述べさせていただきました。

(会長) ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

(委員) さっきAチーム、Bチームの基準というお話がありましたけども、精神科医の中だと、例えば児童精神学会の認定医を取っているということであったりとか、あるいは小児科だと子ども心の診療医、そういう資格を持っている小児科医もいたりということだと思います。そういう資格を取っているから、認定を持っているから必ず、こんなん言うたらあかんですけど、様々ですが、そういったことを参考にもされたらいいのかなとは思いました。

(会長) ありがとうございます。

⑦G I G Aスクール構想について

(事務局) これは提言にはなかったのですが、前回の臨時会が2年前にありましたが、そのときにG I G Aスクール構想について方向性として、事務局として考えているということを報告として3点上げさせていただいておりました。その上げていた3点の進捗状況などを伝えさせていただいて、またご意見をいただけたらなと思っております。

まず、進捗としましては、I C T端末の活用は進んでいるところです。ただ一方で、例えば、どうしても特別支援教育の点で考えたお子さんたちの場合だったら、特性から、使うことに固執してしまったりとか、指導者側のほうが狙いを持ってできてなかったりというところはまだまだ正直ありましたので、事務局としましては、西宮市内の先生方に配っている特別支援教育ハンドブックのほうに、最低限このあたりは気をつけましょうというところを提示するようなページをつくっております、それを今年度提示しております。今後やっていく方向としては、そのハンドブックをさらに改良しながら、最低限気をつけるところはしっかりと先生方にお示ししていきたいと思っております。

進捗の2つ目ですけども、これはi P a dの活用が出ていたのですが、まず、西宮支援学校のほうで非常に効果的にI C Tを活用されています。あと通級による指導の先生方の中でも、i P a dを通級の拠点校のほうで購入されているという学校もあります。それを活用していくようなことをいろいろ考えて取り組んでおられますので、まだまだ地域の学校でi P a dを使うという例は少ないのですが、方向性としては、西宮支援学校の活用事例なんかをお示ししたりとかして、地域の学校の取組を参考にできるようにしていけたらなと考えております。

3点目です。院内学級でI C Tを使えることを方向でお示しておりましたが、それはできるところは確認もできましたので、もし院内学級が開設された場合は、それを使って取り組んでいくことは可能であるところまではいっている。今後の課題としては、院内学級を利用していない、長期入院しているお子さんたちもたくさんいます。そういう子のことについて、こちらでも把握がしっかりとできていないところもありますので、そのようなお子さんたちの利用状況の把握や利用はしていくが、病院のルールがあるので、しっかり確認しながら取組を進めていけたらと考えております。ご審議お願いします。

(会長) ありがとうございます。ご質問、意見、ございませんでしょうか。

このG I G A教育の中のI C Tの活用で、特に特別支援教育ということ考えたときに非常に

大切なのは、ノートがとれない子、読み書きが苦手なノートがとれない子に、ノート代わりに iPadなどが使えるか。みんなパソコン1台持ってるからええやろというのは違うのです。あのパソコンは授業用のパソコンであって、ノートではないのです。今、特に読み書き障害の子供たちがみんなICTを必要じゃないですが、読み書き障害の子供たちの一部にこういうものがあつたほうがより学習に入っていける。そういう子供の場合に限って、ノートとして、例えばワードで打ち込んでいく、そしてローマ字変換をしていくということで、ほかの子が手書きでノートをとっているのと同じ速さで終わることができる。えこひいきなしでできるわけです。あるいはものをまとめる部分とか、その子の苦手な部分をうまくカバーしてくれるところに意味があるのであって、GIGA教育の中の使っている大きなパソコンは、すぐ特別支援教育のそういう子供に役立つということが結びついていない。そこを了解していただきたいと思います。文科省は認めていますので。自分用のタブレットを持つ必要がある子供には、それを与えていいというのを認めていますので。誰でも手を挙げたら認めるわけじゃないです。だから一番いいのは、僕はこれを使うとこれだけ速くノートがとれます、こういうことができますっていう申請書を出させて、学校側がそれをしっかりと判断をして、そしてみんなの前で、この子は申請が出たので認めましたと。もしも必要な人は申請を出してください。とやれば、えこひいきなしにいけると思います。

3 その他

令和5年も実施予定。

4 閉会

(会長) 予定しておりました議事については全て終了した。これをもって閉会とする。